

宮城県中小企業等事業再構築支援補助金（上乘せ分）交付規程

（趣旨）

第1条 株式会社東北博報堂（以下「補助金事務局」という。）は、宮城県中小企業等事業再構築支援事業運営事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第1に定める趣旨に基づき、新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大により業況が悪化し、経営の維持向上に支障をきたしている宮城県内（以下「県内」という。）の中小企業・小規模事業者等がポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、事業再構築による持続可能な経営形態への転換などの事業に要する経費について、交付要綱第8の規定により宮城県から交付を受けた補助金の範囲内において宮城県中小企業等事業再構築支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において、「中小企業・小規模事業者等」とは、次の各号の要件を全て満たす者をいう。

- （1） 県内に本店を有する法人又は県内に住所を有する個人事業主
- （2） 別表1のア又はイに掲げる者

（補助対象者）

第3条 この規程において、補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）とは、第2条に規定する中小企業・小規模事業者等であって、次の（1）から（3）に掲げる要件に加え、（4）又は（5）に掲げる要件を満たす者をいう。

- （1） 県内で本店所在地の法人登記が行われており、県内で事業を営む法人又は県内に住所を有し、県内で主たる事業を営む個人であること。
- （2） 申請者又はその法人の役員が、暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと。暴力団員又は暴力団員等との関係を有しないこと。また、暴力団員又は暴力団員等から出資等資金提供を受けていないこと。
- （3） 県税に未納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税猶予の特例を受けている場合はこの限りでない。
- （4） 国が令和二年度第三次補正予算及び令和三年度補正予算で計上した「中小企業等事業再構築促進事業」による補助金（以下「国補助金」という。）の交付決定を受けており、令和5年2月10日までに事業が完了した事業者。
- （5） 国補助金の交付決定を受けており、令和5年2月10日までに事業が完了していない事業者のうち、国から交付決定を受けた事業計画において、令和5年2月10日までに事業完了予定としており、かつ、事業を完了することができなかつた原因が、新型コロナウイルス感染症の影響によるものである事業者。

（補助対象事業、補助対象経費及び補助率）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、国補助金を受けて実施する事業で、補助率が3分の2を超えない事業とする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は別表2のとおりとする。

なお、補助金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金交付申請書(以下、「交付申請書」という。)の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は補助金事務局が別に定める日とする。

2 交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 国の「事業再構築補助金」に係る交付決定通知書及び事業計画書等の写し
- (2) 国の「事業再構築補助金」に係る額の確定通知書及び実績報告書等の写し
- (3) 事業主体の概要がわかる資料(会社案内、パンフレット等)
- (4) 納税証明書(全ての県税(宮城県)において未納がないことを証するもの。交付申請日から3か月以内に発行のもの)
- (5) 暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)
- (6) 役員等に関する事項(様式第2号一別紙)
- (7) 法人にあっては、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、個人にあっては、住民票抄本(登記事項証明書及び住民票抄本については、交付申請日から6か月以内に発行のもの)
- (8) 口座振込依頼書及び通帳等の写し
- (9) 宮城県中小企業等事業再構築支援補助金(上乘せ分)算出シート
- (10) 事業期間延長理由書(様式第2号の1)
※令和5年2月10日までに、国補助金を受けた事業が完了していない事業者のみ提出
- (11) 国の「事業再構築補助金」に係る事故等報告書及び承認通知書
※令和5年2月10日までに、国補助金を受けた事業が完了していない事業者のみ提出
- (12) その他補助金事務局が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 補助金事務局は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 補助金事務局は、審査にあたり、第3条第2号に規定する暴力団に関する事項について、宮城県知事を経由して宮城県警察本部長宛て照会することができる。

3 補助金事務局は、本条第1項の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために、次の条件を付するものとする。

- (1) 第1項の規定に基づく交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、補助金交付の目的等に従い、適正に管理すること。また、取得財産等の処分について、国から承認を受けた場合は、第12条の規定により補助金事務局に申請すること。
- (2) 補助事業者は、補助事業の実施の結果、補助事業年度の終了後5年以内に、収益が生じた場合は、速やかに補助金事務局に報告すること。
- (3) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (4) 補助事業者は、前号の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に、補助金交付申請取下げ書(様式第3号)を補助金事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者からの補助対象事業に係る実績報告は、様式第1号の提出と兼ねるものとする。

(補助金の額の確定等)

第9条 補助金事務局は、前条の実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、前条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(取得財産の管理)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第4号)を設け、その保管状況を明らかにするとともに、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、令和二年度第三次補正中小企業等事業再構築促進補助金交付規程第24の規定により処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ補助金財産処分承認申請書(様式第5号)を補助金事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助金事務局は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を補助金事務局に納付させることがある。

(産業財産権等に関する報告)

第13条 補助事業者は、補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に補助対象事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等(以下「産業財産権等」という。)を出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、書面により遅滞なく補助金事務局に報告しなければならない。

(収益納付)

第14条 補助金事務局は、補助事業年度の終了後5年以内に、補助事業者が補助事業の成果の事業化、産業財産権の譲渡若しくは実施権の設定及びその他補助事業の実施結果の他への供与により収益が生じたと認めた場合は、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当

する金額を補助金事務局に納付させることができるものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この規程は令和5年6月28日から施行する。

別表1

ア 資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。		
業種	資本金	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

注1) 資本金は、資本の額又は出資の総額をいう。

注2) 常勤従業員は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれない。

ただし、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者は、大企業（資本金10億円以上）とみなす（みなし大企業）。同様に、次の(1)～(5)で「大企業」とされている部分が「中堅企業」である場合には、中堅企業とみなし（みなし中堅企業）、中堅企業と併せて中小企業者から除く。

また、(6)に定める事業者該当する者も中小企業者から除く。

(1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

(2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (6) 応募申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

※1 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当する。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※2 中堅企業等とは、次の1又は2に該当する者。

1 会社若しくは個人又は法人税法別表第二に該当する法人、農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人であって、下記の(1)～(3)の要件を満たす者であること。

- (1) 上記「ア」又は下記「イ」に該当しないこと(*1)。
- (2) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人であること。
- (3) 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数(常勤)(*2)が2,000人以下であること。

*1 ア(6)に該当する中小企業者は中堅企業として扱う。

*2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれない。

2 中小企業等経営強化法第2条第5項に規定するもののうち、以下(1)～

(4)のいずれかに該当するものであって、下記「イ」に該当しないもの

(1) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

直接又は間接の構成員の3分の2以上が、常時300人(卸売業を主たる事業とする事業者については、400人)以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

(2) 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会

(酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会の場合)

その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、常時500人以下の従業員を使用する者であるものであって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

(酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会の場合)

その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、常時

300人（酒類卸売業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

(3) 内航海運組合、内航海運組合連合会

その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が常時500人以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

(4) 技術研究組合

直接又は間接の構成員の3分の2以上が以下の事業者のいずれかであるもの。

- ・ 中小企業等経営強化法第2条第5項第1号～第4号に規定するもの
- ・ 企業組合、協同組合

※3 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及ぶ。

※4 上記(3)の役員には、会社法第2条第15号に規定する社外取締役及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれない。

イ 「中小企業者等」に含まれる「中小企業者」以外の法人

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号～第8号に定める法人（企業組合等）又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二に該当する法人（※1）若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（従業員数が300人以下である者に限る。）であること（※2）。

※1 一般財団法人及び一般社団法人については、非営利型法人に該当しないものも対象となる。

※2 法人格のない任意団体（申請時に法人となっていて、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能）、収益事業を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は補助対象とならない。本事業の趣旨から、政治団体や宗教法人などの団体も補助対象とならない。

別表2

補助対象経費	国補助金で補助対象とする経費
補助率	補助対象経費から国補助金の交付額を減じた額の3分の1以内
補助上限額	500万円